

米子市文化振興課ホームページ（文化の窓）掲載基準

1 趣旨

米子市文化振興課のホームページ紹介団体の基準については、以下に定めるところによります。

2 掲載対象となる活動団体

文化、芸術の振興等に寄与すると認められる公共性のある団体等であって、次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 市内を本拠に※¹文化活動を行っていること。
- (2) 市民サークルが主な活動であること。
- (3) 営利が主たる目的の会社・団体組織ではないこと。
- (4) 法令に違反する目的又は行為を伴わないこと。
- (5) 特定の政治団体若しくは宗教団体の活動又はこれらに関連する活動として行われるものでないこと。
- (6) 市が賛同することができない政治的又は政策的な主張を伴うものでないこと。
- (7) 暴力団又はこれに類すると認められる団体が主催又は支援・後援（名義の表示されないものを含む。）をするものでないこと。
- (8) 主催者が過去に米子市その他公共団体の後援等を得て事業を行った際に、不正の行為を行っていないこと。

3 その他

掲載申込用紙提出により掲載します。提出された申込内容は、提出受理日より2年間保持するものとします。なおその間に、掲載部分の活動が休止・終了した場合、もしくは一部変更があったときは、速やかに変更用紙を団体から米子市文化振興課へ提出するものとします。また、掲示内容を2年以上継続する場合においては、別途送付される米子市文化振興課の照会により回答してください。

4 掲載記事の責任について

掲載記事内容については、提出団体にその責任を帰すもの（個人情報・著作権・肖像権等）とします。また、虚偽の情報等がわかった場合は、掲載を取りやめることもあります。なお、文章についての文言は米子市ホームページの基準に則ったものとします。

※¹文化活動…美術・音楽・文芸・舞踊・演劇・生活文化・民族芸能・鑑賞等の団体で生涯教育に繋がる永続的文化活動をさします。

